

# 美郷町立邑智小学校 いじめ防止基本方針

## 1 いじめに対する基本認識

いじめとは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」です。そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものです。

本校ではすべての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という基本認識に立ち、全校児童が「かしこく・なかよく・たくましく・ときめく」学校生活を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

### いじめ防止のための基本方針

- 学校・学級内に、いじめを許さない雰囲気をつくる。
- 児童・職員の人権感覚を高める。
- 児童と児童，児童と職員間に、温かな人間関係を築く。
- いじめを早期に発見して適切な指導を行い，いじめ問題を早期に解決する。
- いじめ問題について，保護者・地域・関係機関との連携を深める。

## 2 いじめの未然防止のために

### <児童に対して>

- 共に高まり合う授業づくり** わかる授業を行い，児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。〈ユニバーサルデザインの授業〉
- 大切にし合う人間関係づくり** 児童一人一人が認められ，お互いを大切にし合い，学級の一員としての自覚がもてるような学級づくりを行う。また，学校・学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。〈集団づくり，生活アンケート〉
- 健康な心と体づくり** 体験活動を取り入れたふるさと教育等を通して，自己肯定感を高める。日々の体力づくりや集団行動訓練によって，粘り強さと健康な体づくりを行う。
- ときめく環境づくり** 思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった命の

大切さを、道徳の時間や学級活動等を通して育む。〈ふるまい・読書活動〉

○「いじめは決して許されないこと」という認識を児童が持つように、様々な活動の中で指導する。

(いじめは、絶対にしない、絶対にさせない、絶対にゆるさない)

○見て見ないふりをするのは、「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら、先生や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも指導する。

#### <教職員として>

○児童が自己実現を図れるように、日々児童が主体の授業実践を行う。

○児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。

○思いやりや生命の大切さを育む道徳教育や学級指導を行う。

○心がときめき、一人一人が輝く環境づくりを行う。

○「いじめは決して許さない」という姿勢を教職員が持っていることを、様々な活動を通して児童・保護者に示す。

○児童一人一人の変化に気付く、鋭敏な感覚を持つように努める。

○児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。

○自己の人権感覚を磨き、自己の言動を常に振り返る姿勢を持つ。

○問題を抱え込まないで、管理職への報告や同僚への協力を求める意識を持つ。

#### <学校全体として>

○**宣言** 4月に校長ならびに児童支援推進者・担任は「いじめ根絶宣言」を行う。

○**いじめ相談窓口**を設置し、保護者にも周知する。場所は保健室とし、窓口は養護教諭・児童支援推進者とする。

○**プログラム作成と推進**「いじめ防止プログラム(別紙)」を作成し、プログラムにそった取組を行う。

○6年生を中心に、児童自らも「いじめ防止の活動」を行う。

○全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。

○**評価・検証**いじめに関するアンケート調査を学期に1回実施する。年2回の教育相談や関係機

関・専門家等との連携を通して、児童の様子の変化を教職員全体で共有する。また、ハイパーQ  
U等の分析・活用を図り、学級の人間関係づくりに役立てる。

○日頃から、何気ない職員同士の会話を通して、情報交換をしたり、児童の実態の把握に努めたり  
する。(いつでも どこでも 教育相談)

#### <保護者や地域に対して>

○児童が発する変化のサインに気付いたら、学校に相談することの大切さを伝える。

○「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携・協力が大切であることを学校・学級便り、  
PTA総会、入学説明会、PTA運営委員会、学校関係者評価委員会等で伝え、理解と協力をお  
願いする。

### 3 いじめの早期発見・早期対応について

---

いじめ防止の基本的な考え方を踏まえ、「2. いじめの未然防止のために」で掲げた内容を実践  
する。

### 4 いじめ問題に取り組むための校内組織

---

○校務分掌に「いじめ防止委員会」を位置づけ、いじめ対策主任を置く。

なお、いじめ防止委員会のメンバーは、校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・児童支援推進者・  
人権・同和教育主任(いじめ対策主任)・養護教諭・担任とする。

○役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童・保護者  
へのいじめ防止の啓発等に関するものを行う。

○いじめの相談があった場合には、当該学年・学級担任を加え、事実関係の把握、関係児童・保護  
者への対応等について協議する。なお、いじめについての情報は、児童の個人情報の取り扱いを  
考慮しながら、本校の職員が共有するようにする。

### 5 関係機関との連携

---

○いじめの事実を確認した場合は、美郷町教育委員会に報告するとともに、程度により他の関係機  
関にも報告する。

○重大事態発生時は、「邑智小学校いじめ問題調査委員会」(第三者機関)に報告し、事実関係の把  
握、対応等を委ねる。

◎重大事態への対処について

○重大事態とは、

児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある。

ア 児童が自殺を企画した場合

イ 児童に精神性の疾患が発生した場合

ウ 児童が身体に重大な障害を負った場合

エ 児童が金銭を奪い取られた場合

児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。

オ 年間の欠席が30日程度以上の場合

カ 連続した欠席の場合は、状況により判断する。

○重大事態の報告

ア 学校が重大事態と判断した場合は、教育委員会に迅速に報告するとともに、教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

○重大事態の調査

ア SC等の専門的知識を有するもののほか、第三者からなる組織を設置して調査する。

イ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、児童及び保護者に対してアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害児童の学校復帰が阻害されないように配慮する。

ウ いじめを受けた児童及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報保護に関する法律等を踏まえること。

附 則

H26. 4 「いじめ防止基本方針」策定

5 年間指導計画作成

H27. 4 一部改正

H28. 4 一部改正

H29. 4 一部改正

H30. 4 一部改正

## 日常の指導体制（未然防止・早期発見）

### 管 理 職

- ・学校いじめ防止基本方針
- ・いじめを許さない姿勢
- ・風通しのよい職場
- ・保護者・地域等との連携

### いじめ等防止委員会

- ・学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- ・年間指導計画の作成
- ・校内研修会の企画・立案
- ・調査結果、報告等の情報の整理・分析
- ・いじめが疑われる案件の事実確認・判断
- ・要配慮児童への支援方針

【緊急対応】  
いじめ等防止委員会  
を緊急開催

【結果報告】  
美郷町教育委員会へ

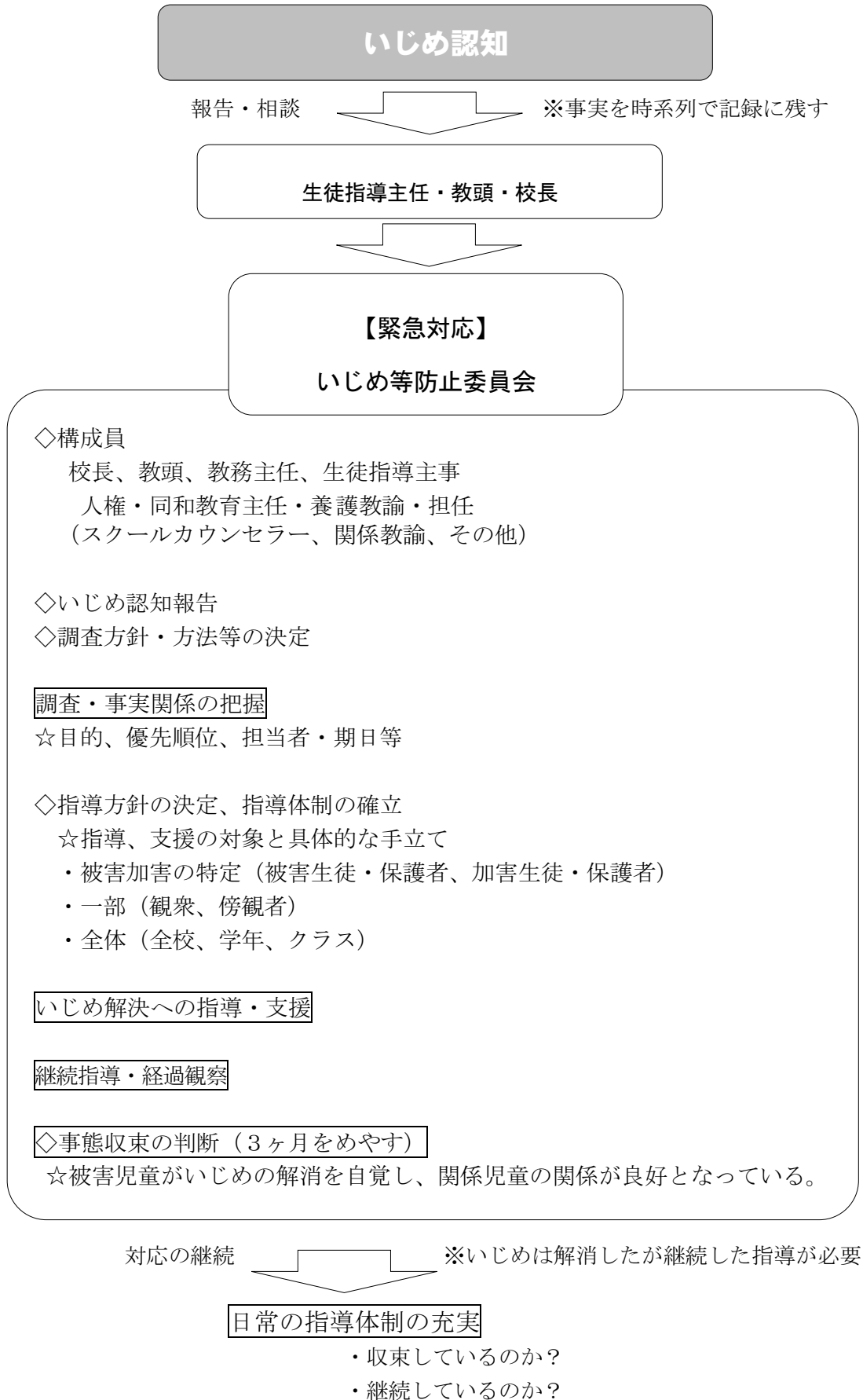
### 未 然 防 止

- ◇ともに高まり合う授業づくり  
ユニバーサルデザインの授業等
- ◇大切にしよう人間関係づくり
- ◇健康な心と体づくり
- ◇ときめく環境づくり
- ◇いじめ防止プログラムの実施
- ◇保護者・地域との連携
  - ・学校いじめ防止基本方針等の周知
  - ・学校公開の実施

### 早 期 発 見

- ◇情報の収集
  - ・職員の観察による気付き
  - ・養護教諭からの情報
  - ・相談・訴え  
(児童・保護者・地域等)
  - ・アンケートの実施（定期）
  - ・各種調査の実施
  - ・面談の定期開催  
(児童・保護者等)
- ◇相談体制の確立
  - ・相談窓口の設置・周知
- ◇情報の共有
  - ・報告経路の明示、報告の徹底
  - ・職員会議等での情報共有
  - ・要配慮児童の実態把握
  - ・進級時の引継ぎ

## 緊急時の組織的対応（いじめへの対応）



### 別紙3

#### 1 いじめられている児童のサイン

いじめられている児童は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多く場面で児童を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場 面	サ イ ン
登校時 朝の様子	遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 教員と視線が合わず、うつむいている。 体調不良を訴える。 提出物を忘れたり、期限に遅れる。 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	保健室・トイレに行くようになる。 教材等の忘れ物が目立つ。 机周りが散乱している。 決められた座席と異なる席に着いている。 教科書・ノートに汚れがある。 突然個人名が出される。
休み時間等	給食にいたずらをされる。 給食を教室の自分の席で食べない。 用のない場所にいることが多い。 ふざけ合っているが表情がさえない。 衣服が汚れていたりしている。 一人で掃除をしている。
放課後等	慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる。 一人で部活動の準備、片付けをしている。

#### 2 いじめている児童のサイン

いじめている生徒がいることに気が付いたら、積極的に児童の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

	サ イ ン
	教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ある児童にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 教員が近づくと、不自然に分散したりする。 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の児童がいる。

## 別紙4

### 1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

	サイン
	嫌なあだ名が聞こえる。 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 何か起こると特定の生徒の名前が出る。 筆記用具等の貸し借りが多い。
	壁等にいたずら、落書きがある。 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

### 2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておく。

	サイン
	学校や友人のことを話さなくなる。 友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 不審な電話やメールがあったりする。 遊ぶ友達が急に変わる。 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
	理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 登校時刻になると体調不良を訴える。 食欲不振・不眠を訴える。
	学習時間が減る。 成績が下がる。
	持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 自転車がよくパンクする。 家庭の品物、金銭がなくなる。 大きな額の金銭を欲しがる。